

丸亀市 主食用米生産臨時支援金

燃油及び特に肥料や農薬等の農業生産資材の高騰のため経営継続に支障を来している市内の稲作農業者に対し、臨時的に支援金を給付し、次期作付に向けた生産意欲の向上と営農継続を支援するものです。

対象者

- (1) 令和5年4月1日時点で、丸亀市に住民登録されている農業者、主たる事務所を市内に有する農業を営む農業法人
- (2) **令和5年に主食用米を生産した方で、令和6年も引き続き主食用米を作付けする意思がある方**
ただし令和5年4月1日以後に死亡された場合は、その相続人のうち農業を承継する方。

支援金額

対象となる面積

令和5年産主食用米作付け面積 1反(10a)当たり1万円 (=1㎡ 当たり10円) ※千円未満端数切捨て

- ・主食用米は、販売用・自家消費用を問いません。
- ・農業委員会に貸借の届出をされていない農地での作付は、原則対象外です。
- ・「営農計画書の作付面積」+「添付書類により確認できる作付面積」で対象面積を算出します。
したがって、**申請書にご記入いただいた面積・金額どおりの支払いとならない場合がありますので、予めご了解ください。**

申請書類の 入手方法

- ・令和5年度(産)水田活用等営農計画書を提出している方には、2月下旬に申請書類一式を発送します。
- ・営農計画書を提出していない方は、丸亀市ホームページ、農林水産課(本庁3階)、綾歌・飯山市民総合センター、本島・広島市民センター、支援金サポート窓口(丸亀市生涯学習センター2階)で入手してください。

**申請書類一式
2月下旬発送
(配布)**

支援金の 支払い

通常、申請から2～3週間程度で、指定の口座に振り込みの予定です。
ただし、記載内容や添付書類に不備があると支払いが遅れる場合があります。

申請の方法

(うら面をご参照ください。)

1 市が申請書の送付及び市広報等で支援金の交付に関する周知を行ったにもかかわらず、交付対象者から申請期限までに申請が行われなかった場合は、交付対象者が支援金の受給を辞退したものとみなします。

2 支援金の申請後、申請書等の不備による振込不能等があり、市が確認に努めたにもかかわらず申請書等の補正が行われないうちその他申請者の責めに帰すべき事由により交付に至らなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなします。

3 収集した個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律等を遵守し適正に管理いたします。

申請期限

令和6年**5月31日(金)**まで

当日消印有効

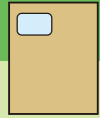
申請の方法

A、B、Cなどケースにより添付が必要な書類が異なります。
どのケースでも振込先金融機関口座を指定する書類の添付が必要です。

申請期限
令和6年**5月31日(金)**まで
当日消印有効

A 令和5年度 営農計画書を提出している方

申請書が
郵送で届く



申請書に記入
・申請者署名
・宛名との続柄
・住所(相続人のみ)
・電話番号



印字以外に
作付けが
ありますか？

いいえ

C
はい

申請書の【BC】
欄に記入
地名・地番・面積を
正確にご記入ください

令和5年産主食用米を
作付けしたことが分かる
書類一式の写し
例) 米の生産にかかる種・苗の
購入伝票、販売伝票 など



振込先金融機関
口座を指定する
書類を用意
(通帳または
キャッシュカード
のコピー)
● 申請者(署名)と
口座名義は一致
する必要があります
● 口座名義・
口座番号が鮮明に
コピーされている
かご確認ください



記載内容や添付書類に不備があると
支払いが遅れる場合があります
封入前に再度ご確認ください

返信用封筒で返送



B 営農計画書を提出していない方

申請書を
入手する



申請書に記入
・申請者署名
・住所・電話番号
・【BC】欄に令和5年産主食用米作付け
農地の情報(地名・地番・面積)を
正確に記入



本人確認書類の写し
例) 運転免許証、マイナンバーカード など



令和5年産主食用米を作付けしたことが
分かる書類一式の写し
例) 米の生産にかかる種・苗の購入伝票、販売伝票 など

・令和5年産主食用米を作付けしたことが分かる書類について

種苗などの購入量や、販売伝票の金額・数量などから申出の作付面積・規模を確認します。
種苗の購入伝票一式を添付できる場合は、販売伝票その他は添付する必要はありません。
(書類の例) 購入伝票(種苗、肥料、米袋)、販売伝票、納品書など

・申請書の【BC】欄に記入する農地の「地名・地番」「面積」について

過去の営農計画書の控え、農家台帳、固定資産税課税明細書などで確認し、正確にご記入ください。
畦引き面積が不明な場合は地籍面積数字をカッコ()で囲んでご記入ください。

書類受付後、市で訂正します。

農家台帳は農業委員会、綾歌・飯山市民総合センターで発行できます。

申請書にご記入いただいた面積・金額どおりの支払いとならない場合がありますので、
予めご確認ください。

支援金に関するお問い合わせはコールセンターへ

令和6年2月22日(木)から

☎ 0877-23-8553

(通話料がかかります)

【受付期間】令和6年5月31日(金)まで ※土・日曜日、祝休日を除く

【受付時間】午前9時～正午、午後1時～4時

支援金サポート窓口 丸亀市生涯学習センター2階